

東日本ユニオン
TOKYO

JR東日本労働組合東京地方本部

発行責任者 郷 重雄



発 行 教宣部

2020年1月18日 NO. 109

起床装置の不具合で賃金カット! こんなことが許せますか?

起床装置がおかしい?

昨年10月3日、我孫子運輸区で自区泊の乗務員が到着点呼後、寝室で起床装置をセットしようとしたが、音声が出ないため数度操作したところ、スピーカーの赤ランプが点灯のままになった。

当直は「セットされています」

乗務員はおかしいと思い、その旨当直助役に申告したが、「時間通りセットされています」との返答だったため、「では、あとは操作しません」とそのまま就寝した。

しかし動作せず、点呼時刻を過ぎた

翌朝乗務員は助役から起こされ、準備を整えて点呼を行なったが、所定時刻から4分

が過ぎていた。

悪いようにしないから“欠勤届け”を

本人は区側から、状況報告書と欠勤届けの提出を求められたが、状況報告書には記入したもの、欠勤届は納得いかず拒否。しかし、その後も再三欠勤届けの提出を求められ、「悪いようにはしない」という言葉で、渋々提出した。

「装置の不具合でもカットします」

翌月、給与明細を見て4分間の賃金カットがあることに気づき、区側に説明を求めたが明確な説明はなかった。数日して、「装置の不具合でも不在が発生している場合は賃金カットをする」という支社の見解が述べられた。

起床装置の不具合があったことは明らか

後日、メーカーが点検を行ったところ、機器の異常は見当たらなかった。

しかし、メーカーから「スピーカーの赤ランプが点灯のままとなると、起床装置は動作しない」という説明があった。

また、区側は当該寝室を使用停止にし、電話機（セット用）の交換を行った。

- 今回の事象は、本人にはどうしようもない。
- 賃金カットありきの支社の姿勢はおかしい。